

THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

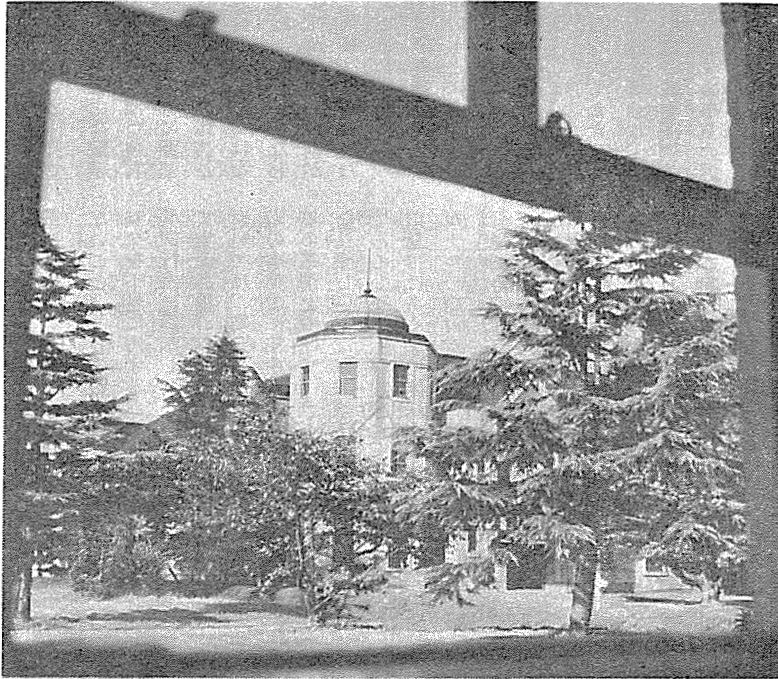
Osaka, September 15th, 1953. No. 262

關西大學學報

第 2 6 2 号

昭和 28 年 9 月

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
復刊第三二号(通卷第二六二号)
昭和二十八年九月十五日發行(毎月一回十五日發行)



法文学會の一景

關西大學學報局

獨禁法改正と中小企業の組合制度

松原藤由

第二六二号 目次

獨禁法改正と

中小企業の組合制度

……………松原 藤由 (2)

スターリン「ソ同盟における
社会主義の経済的諸問題
……………杉原 四郎 (5)

学内報…………… (9)

校 友…………… (9)

アマチュアリズムの擁護者(二)
……………大島 鎌吉 (12)

二つの世界……………秋山 博愛 (14)

学 生…………… (16)

憲法を論ずるものゝ態度
……………藤田 和海 (18)

表紙写真——佐々木豊明

(一)

戦後占領軍の指導で生れた私的独占禁止法(昭和二十二年四月公布)は時代の變遷に伴つて、その後十一回改正されたが、今回劃期的な改正が十五、十六国会で難航の末やつと成立した。今回の改正の主なる諸点は、特定カルテル不況カルテル・合理化カルテルを認むること、ラスト禁止規定を緩和したこと、ちよつと變つた点では再販売価格維持契約(定価販売契約)が新たに加えられたこと、その他、事業者団体法(昭和二十三年七月公布)が廃止されて獨禁法の中に縮小收容されたこと、私的統制団体の禁止を削つたこと、國際カルテルを除く國際協定・貿易協定への加入を認めたこと、不当な事業能力の較差の禁止を削つたこと、持株会社の禁止を本来の意味の持株会社に限つたこと、等で全面的な緩和がその特徴である。

度(の)集中を排除して、公正で自由な競争を促進するという「民主經濟憲法」換言すれば行政法的性格をもつともにも商法の特別法的性格を併有する特殊の經濟法たる獨禁法の原則そのものの変更ではない。ただ特殊例外的な經濟事情、すなわち不況が深刻化し、生産及び流通機構が中斷ないし停止され、企業は倒産のやむなきに至る可能性が大である場合にのみカルテルが原則に対する例外措置として公正取所委員会の認可のもとに一時的に認められることとなつたのである。従つて各々のカルテル、すなわち不況カルテルの許容される事態については、特定の商品の需給が著しく均衡を失したため、換言すれば相対的過剰生産の場合に、当該商品の価格がその平均生産費を下廻ること。当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるにいたるおそれがあること。企業の合理化によつては以上に掲げる事態を克服することが困難であること

の三点を前提要件として挙げている。また合理化カルテルの許容される事態については、需要者の利益を害するおそれがないこと。一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。共同行為に参加している者相互間において生産品種の制限の内容が異なる場合においては、特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するものでないこと、等の基準を設けて、カルテルの認可はかなり厳しい。なお獨禁法運用の中心機關である公正取引委員会は、不況カルテルの認可はあくまで敵正な態度で臨み、カルテルの認可が容易に流れるようには絶対にしてない方針であり、また合理化カルテルの認可も、これが真に需要者の利益や産業の發達を促進すると認められる場合に限つて認可するつもりで、合理化の名を藉りた偽裝行為は厳に防止すると聲明している。かくの如くカルテルの許容は獨禁法の原則の變更を意味するものでなく、上述の如き特殊例外的經濟事情および事態の生じた場合における一時的な例外措置であることはいうまでもない。

しかし資本主義經濟を前提とすれば、經濟力集中ないしは独占は資本主義經濟の發展過程に必然的に形成される事象である。今回の改正も、理由としては(1)わが国の企業が資本の蓄積に乏しく、企業規模が細分化され、國際競争力に弱いとか。(2)朝鮮休戦會談の成立にともない動刮ブームがおさまりに、世界の景氣は下降

して輸出競争の激化と国内における生産過剰の傾向が現われてきたとか。(3)経済力の巨大なアメリカにおいて適用されている反トラスト法よりも完全な独禁法を

経済力において比較にならぬほど貧弱なわが国に、理想を追つて、そのままではめたが故に、その生誕の当初から日本

経済の実体にはふさわしくないとかが挙げられているが、以上の理由の外に現実の

日本経済には経済力集中および独占類似行為が、旧法のもとでさえ形成されつつ

あるという事実が独禁法の改正を促進せしめたのであることを注目しなければなら

ない。資本主義経済を前提とすると、経済力集中、独占の阻止は実は困難なこ

とである。近來既に鉄鋼業界では建値協調、生産制限の協調などカルテル類似を

行つてきているし、昨年の春には通産省の勧告(表面的には)による操短引続い

て原綿割当の輸出リンク制に伴う品不足から内需向け綿糸の価格つり上げを綿紡

この問題に関する私見の要約である。

不況カルテルや合理化カルテルの結成と、現行中小企業の組合制度である中小

企業等協同組合法(昭和二十四年六月公布)に基づく事業協同組合・信用協同組

合・協同組合連合会・企業組合、わけても以上の四組合のうち基本的であつて中

心体をなしている事業協同組合と、特定中小企業安定法(昭和二十七年八月公布)

この法律も今回改正され題名も中小企業安定法(昭和二十八年八月)となつた

に基づく調整組合との相互間における利害関係は極めて微妙である。何故なら

ば、端的にいって、不況カルテルと調整組合、合理化カルテルと事業協同組合は

内容的には類似の行為を行うものだからである。この点について先づ述べておこ

か販売割当とかである。(3)設備の制限で

あり、これは間接に生産数量を制限することであつて、一般的制限および個別的

制限の二種があるが、歩合的封印(歩合による設備の運転休止)が普通の例であ

る。なお(4)生産技術的理由により商品の生産数量を制限することが著しく困難で

ある場合には「対価の決定に係る共同行為」すなわち価格協定が認められるので

ある。かくの如き不況カルテルに対して調整

組合は、中小企業の占める重要性が極めて高い工業部門に属する、政令で指定さ

れた業種(旧法の別表では十三業種、改正後の政令で指定されたものは二十六業

種)であつて、当該業種に属する事業を営む者の総数の三分の二以上が中小企業

目的のために結成されるものであり、その主たる事業は生産数量もしくは出荷数

量、又は生産設備の制限であり、生産技術的理由により生産数量を制限すること

が著しく困難である場合には販売価格の制限等が、通産大臣の認可により認め

られるのである。(調整規定、調整組合連合会、総合調整計画等については省略

する)かくては調整組合は需給調整を行うものであるから不況カルテルの行為と

全く類似しているのである。ところで問題は中小企業の調整組合は

独禁法の緩和に先立つ昨年八月に既に認められ、中小企業安定審議会の審議お

よび公正取引委員会の協議を経て通産大臣により認可された組合数は(昨年十一月

現在)綿スフ織物関係の十五組合を始めその他合計三十一組合である。このよう

に調整組合は、いわば中小企業の特種としてその存在価値が、實質的には別として、一応は認められていたが、今回の如

く不況カルテルが法的に堂々と認められることになれば、中小企業安定のための

特権は著しく失われることになる。なお需給調整においては、大企業の共同行

為は比較的スムーズに進む可能性が多いが、業種においても規模においても異

質的多様性に富む中小企業のそれは、なかなか困難であり、その機能を十分に発

揮することが不可能に近い。また不況のシワ寄せが大企業から中小企業に加えら

れると、現行中小企業の組合制度との間に利害関係が生ずることはいうまでもな

い。しかば如何なる利害関係ないし問題が生ずるであろうか、本小論の後半は

結成の動きが活潑化するであろう。さて独禁法の全面的な緩和により続々

不況カルテルや合理化カルテルが結成されること、現行中小企業の組合制度との間

に利害関係が生ずることはいうまでもない。しかば如何なる利害関係ないし問

題が生ずるであろうか、本小論の後半は

結成の動きが活潑化するであろう。さて独禁法の全面的な緩和により続々

不況カルテルや合理化カルテルが結成されること、現行中小企業の組合制度との間

に利害関係が生ずることはいうまでもない。しかば如何なる利害関係ないし問

題が生ずるであろうか、本小論の後半は

結成の動きが活潑化するであろう。さて独禁法の全面的な緩和により続々

不況カルテルや合理化カルテルが結成されること、現行中小企業の組合制度との間

に利害関係が生ずることはいうまでもない。しかば如何なる利害関係ないし問

題が生ずるであろうか、本小論の後半は

結成の動きが活潑化するであろう。さて独禁法の全面的な緩和により続々

不況カルテルや合理化カルテルが結成されること、現行中小企業の組合制度との間

に利害関係が生ずることはいうまでもない。しかば如何なる利害関係ないし問

題が生ずるであろうか、本小論の後半は

結成の動きが活潑化するであろう。さて独禁法の全面的な緩和により続々

不況カルテルや合理化カルテルが結成されること、現行中小企業の組合制度との間

に利害関係が生ずることはいうまでもない。しかば如何なる利害関係ないし問

題が生ずるであろうか、本小論の後半は

結成の動きが活潑化するであろう。さて独禁法の全面的な緩和により続々

不況カルテルや合理化カルテルが結成されること、現行中小企業の組合制度との間

に利害関係が生ずることはいうまでもない。しかば如何なる利害関係ないし問

題が生ずるであろうか、本小論の後半は

結成の動きが活潑化するであろう。さて独禁法の全面的な緩和により続々

不況カルテルや合理化カルテルが結成されること、現行中小企業の組合制度との間

に利害関係が生ずることはいうまでもない。しかば如何なる利害関係ないし問

題が生ずるであろうか、本小論の後半は

れる可能性も考えられる。かくては独禁法の改正に基づく不況カルテルの出現は中小企業にとつて必ずしも有利な現象とはいえないであらう。もつとも大企業の倒産を防止することによつて、下請関係にある中小企業は死滅の難をまぬがれるかもしれないが、それとも保証されるものではない。しかし独禁法と平行して、業種指定の条件緩和、調整組合の事業の強化、手続の簡素化、が行われたことは僅少なから中小企業にとつては有利なことであるとはいふまでもない。

次に合理化カルテルと事業協同組合について、紙数がなくなつたので、簡単に説明しよう。合理化カルテルは、個々の生産企業内部の生産および流通過程における合理化、すなわち技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進等を逆行する必要がある場合に認められるものであつて合理化カルテルに許容される独自の禁法適用除外の共同行為の内容は、技術・生産品量の制限・原材料・製品の保管・運送施設の利用、副産物・くず・廃物の利用・購入である。合理化は国際貿易競争において欧米先進諸国の大規模優秀企業とコスト、品質の両面において対抗するために、またわが国経済の不況のみならず、自立経済を達成するために極めて必要であることはいふまでもないもつとも合理化は企業間の自由競争によつて、しかし不況下に達成されるものであ

るが、個々の企業の努力による合理化には自から限度があり、従つて同種各企業間のカルテル的協調の必要が重視され、ここに合理化カルテルが認められるにいたつたのである。

かくの如き合理化カルテルに対し、事業協同組合は、経済的弱者である中小企業が相互扶助の精神にもとづいて相互の経済的便益および向上を確保するために結成されるものであり、諸種の事業を営むが、その中心的事業は生産・加工・販売・購買・保管・検査・その他、組合員の事業に関する共同施設であり、この事業は合理化カルテルの場合のそれと類似し、事業主体は異なるが、同じような立場から行われるものである。ところで合理化カルテルが統出し、企業の合理化が進展するならば、中小企業の合理化は必然的に強化要請されることはいふまでもない。しかるに現在、この合理化が遅々としている点は、いわば中小企業の最大の欠陥であり、今日それが、朝鮮動乱の終結を契機に益々必要とされるものである。もつとも中小企業の合理化はなかなか困難であるけれども、合理化を業者の自覚によりてなさなければ、いわゆる組織化・高度化が進みつつある日本の経済界において、その存立を維持することができなくなるであらう。従つて中小企業の合理化は中小企業のためにも、またそれは国民経済にとつても、極めて有効

なことである。

しかし合理化カルテルが合理化のシワ寄せを関連産業、特に中小企業に加え、また合理化によつて得た独占的地位を利用して、その圧力を中小企業に転嫁する恐れも考えられることである。一般にカルテルは、すべてそれ自体が悪くないし弊害ではないが、中小企業、農民、消費者の利益を侵害するおそれがあることは充分認識されてよい。

次に今回の独禁法の改正に伴い現行中小企業の組合制度を改革する必要が生じたのではないか。この論議に三つの解答がある。一つは、中小企業の合理化を目的とする協同組合（永続的・自主的な内的組合）と、国家権力による業界の統制を目的とする調整組合（外的条件によつて組合員以外の業者を統制しようとする一時的・外的組合）とは根本的に相違するものであつて現行制度の如く二本建てでよいとする説で、ここでは問題の対象とはならない。その二は、業界統制を目的とする調整組合と経営の合理化を目的とする協同組合とは自ら立場分野が異なるが、制度の繁雑をさけるために、両制度の立場を判然としつつ一つの法律に併合して、例えば現在の中小企業等協同組合と中小企業安定法を併合して、中小企業組織法とすることが適當であるという説である。その三は、旧工業組合法（昭和六年四月公布）の第八条の如く、協同組

合法を根本的に改正して組合に強力な調整機能を附与することが適當であるという説である。第一説は現状維持で問題はなく、第二説は折衷論であるが、実質的効果がなから賛成できない。第三説は法理論としては確に矛盾があるが、日本経済の現状と、協同組合および調整組合特に前者の組合活動の現実から、極めて妥當な説であると、筆者は第三説に賛意を表する者である。第三説は日本経済の基本的動向とも極めてマツチするものであらう。

さて最後に独禁法および組合制度の改革というような問題は今日の問題として極めて重要な問題であるが、しかしより重要なのは、そのようなことが問題となる日本経済の現状であり、この現状を如何にして脱皮し、日本経済の再建ないし自立を確立するかということに対する国民の覚悟である。

一体日本国民は、一部の識者を除いて戦後八年間に、第一次世界大戦後のドイツが産業の合理化を国民運動として徹底的に断行してドイツ経済の復興を完成したこと、またアメリカがアメリカ経済の繁栄のために国民運動として科学的管理法および無駄排除運動、特に後者を断行して不況の克服とアメリカ経済の繁栄をもたらしたこと、また今次の戦勝国イギリスが民族耐乏と勤勞によりてイギリ

(17頁へ続く)

スターリン「ソ同盟における

社會主義の經濟的諸問題」

杉原 四郎

一
昨年十月のソヴェト共産党第十九回大会の直前に発表されたスターリンの『ソ同盟における社會主義の經濟的諸問題』は、經濟学教科書の草案を吟味するため一昨年十一月におこなわれた『經濟討論会の参加者にあたう』という副題が示すように、理想的なマルクス主義經濟学教科書の作成に指針をあたえることを直接の目的として書かれたものではあるが、単にそれにとどまらず、マレンコフが党大会の一般報告の中でこの著作の内容をくわしく紹介し、それが「マルクス・レーニン主義理論およびわが全実践活動にとつて最大の意義をもっている」ことを強調しているように、ソヴェトの今後の政策の基本動向を規定すべきものとして、全世界に大きな反響をまきおこした。以後約一年が経過したが、その間ソヴェトおよびその勢力圏に近づきつぎと起つたドラマティックな事件——スターリン自身の死をもふくめて——によつて、この著作に対する関心はいよいよよかたてられた。この著作に寄せられた興味はしかし単にジャーナリストティックなものだけでなく約百ページのこの小冊子の中に豊富にもりこまれている理論的諸問題は、すべての經濟学徒の無視しえない現代的意義をもつものばかりであるから、マルクス主義者はもとより、そうでない学者によつて

も、この著作に関する多くの解説的乃至批判的諸論文が書かれて来た。それによつてこの著作の提起している諸論点がすべて解明されたのでは決してなく、今後このこざれている問題は多いけれども、本書がレーニンの帝國主義論と比肩しうる劃期的意義をもつマルクス主義經濟学の文獻として、今世紀の後半に歴史的な地位を占めるべきものであるということだけは、現在ほぼ認められるにいたつたといつてよいであろう。以下本書の主要論点を、できるだけ忠実に要約・紹介しつつ、若干の問題点を指摘することにしよう。なお本書の邦訳は新時代社版、五月書房版、国民文庫版、青木文庫版などがあるが、本稿の訳文は青木文庫版にしたがい、あわせてモスコの外国語出版局版の英訳を参照した。

二
スターリン論文は「一九五一年十一月の討論会に關連した經濟的諸問題にかんする意見」と四人の同志に対する回答とからなつてゐる。「回答」は同志の誤謬を指摘し訂正することを通じて「意見」の中の重要論点にヨリ立ち入つた説明を加えることによつて、「意見」に対する適切な補足となつてゐる。「意見」は十節からなつてゐるが、重要な内容は第七節までにのべ

られてゐる。すなわち、第一—四節が社會主義經濟論第五・六節が資本主義經濟論にあてられ、第七節「現代資本主義と社會主義の基本的經濟法則の問題」が總括的に二つの經濟体制の特色を対照しつつ浮彫してゐるのである。前者の問題は次節で、後者はその次の節でとりあげることにし、ここではまず一般に「經濟法則」といふものをスターリンがどう考へてゐるかという点を見ることにしよう。けだし、この極めて原理的な問題をスターリンは本書の冒頭で提起しているだけではなく、「回答」の中でもくりかえし詳論してゐるのであつて、この点は本書全体の基調をなしてゐるからである。

スターリンによれば、一般に科學の法則は「人間の意思から獨立して生起する客觀的諸過程の反映」であつて、人間は（一）法則を發見・認識・研究・利用することはできて、（二）これを変更・廢止・作成・創造することはできない。（一）をわすれると客觀主義的・宿命論的偏向になり、（二）を見おとすと觀念論的・冒險主義的偏向に陥る。この点は自然科學の法則についても經濟學の法則についても同様に妥当なことであり、資本主義においてであろうと社會主義においてであろうといささかも變るところがないのである。ところでマルクス主義からすれば殆んど目明のこのような主張をスターリンがことさらに反覆強調するのは、現在ソ同盟の中に「ソヴェト權力の巨大の遠成のまゝに果然となり、ソヴェト制度の異常な成功に目がくらんで、ソヴェト權力は『なんでもできる』、ソヴェト權力には『どんなことでも朝飯前だ』と考へはじめたソヴェト權力は科學の法則を廢棄し、新しい法則を作成することができると考へはじめた」人々がおりしかもこのような考へが、マルクス主義教育を十分うけていない「新しい若い幹部」に存在するだけで

はなく、指導的な実務家や学者にも影響しているからである。彼らはソヴェト権力の特徴を誤認しており、ソ同盟が革命以来かがかしい成功をおさめ得たのは、人間の意志から独立して存在している経済的發展の法則を十分認識してこれに従いつつ実践に役立てたからであることを忘れ、それが古い経済法則を廃して新しい法則を自由に創造しえたからだと考ええる。さらに彼らは、技術的に精密な経済計画をたてて、生産力を合理的に組織しさえすれば、社会主義社会においては何の矛盾も存在しえず、社会主義社会からの發展も自然におこなわれるだろうと考える。かかる見方からすれば社会科学としての経済学のごときは資本主義分析としては必要であつても、社会主義社会では、もはやそれによつて分析すべき問題がないのだから、当然消滅しざるはずのものであり、たかだかボグダーノフやブーハリンのとなえた技術学的なものとして残存するにすぎないことにならう。ところで、まさにこのような誤つた考え方を徹底的に批判することにこそスターリンは最も力を入れているのであつて、このような安易な思い上つた見解が存在するがぎり、社会主義社会においても、それ以前の社会と同様生産力と生産関係との矛盾は激化し、「われわれの生産諸関係は生産諸力のヨリ以上の發展のきわめて重大なブレーキに転化するかもしれない」し、共産主義への移行も、彼らが想像するような「そんな簡単なものではないのである」。しからば一体どういふ問題が、社会主義社会において、経済学によつて真剣に究明されるべき問題として存在しているとスターリンはいふのであろうか。これが次節の問題である。

三

第一節「社会主義のもとでの経済法則」において前節で見たような一般の注意をあたえたスターリンは、ついで社会主義社会における具体的な経済的問題に入つて、まず第二節では「社会主義のもとでの商品生産の問題」を、第三節では「社会主義のもとでの価値法則の問題」を、さらに第四節では「都市と農村との対立、精神労働と肉体労働との対立の止揚の問題、および兩者のあいだの差異の清算の問題」をとりあげ、これらの諸問題に関する誤つた見解を批判しながら問題の核心を明示して適切な政策を指摘しようとするのであるが、ここに提起されている多くの問題点の中で理論的にも実践にも最も重要なものは何かといへば、それはコルホーズの所有の問題である。すなわち、現在のソ同盟においては、国家的全人民的を基礎とする国家企業の外に、「生産手段は国家に属しているとはいへ、生産物は個々のコルホーズの所有になつてゐる」ところのコルホーズ企業があるが、その生産物を自由に処分することができるコルホーズは「商品による関係、すなわち売買を通じての交換以外には、都市との経済関係をうけいれようとしない」。ここに現在ソ同盟において商品生産が存在し、又商品生産と流通が行われる範囲内において価値法則が経済活動の規制者としての役割をたもっている所以があるとされるのである。もとより商品生産といふ価値法則といつても、資本主義のもとでのそれらとは決して同じものではない。すなわち、「わが国では商品生産が生産手段の社会的所有、賃労働制度の清算、搾取制度の清算というような決定的な経済的諸条件のおかげで、嚴重な枠にはめられている」し、「その作用する範囲は個人的消費対象にかざられている」。また「価値法則の作用範囲が、わが国では、生産手段の社会的所有の存

在によつて、国民経済の計画的發展の法則の作用によつて制限されている」から、それは資本主義のもとでのように「種々の生産部門間に労働を配分するうえで比率の規制者でありえないことは、うたがう余地がない」。ところでこのようなコルホーズの所有とそれにもとづく商品生産は、いまや「国民経済全体、とくに農業を国家的計画化によつて完全に掌握するための障害をつくりだしているかぎりでは、現在すでに、わが生産諸力の強力な發展にブレーキをかけるはじめている」。しからばこの問題を解決して単一な全人民的生産形態の上に、「各人は能力に応じて、各人には労働に応じて」といふ社会主義の定式から「各人は能力に応じて各人には欲望に応じて」といふ共産主義の定式に移行するにはどういふ方策をとるべきであらうか。「国家的部門がコルホーズの部門をあつさり吸収することによつてか——これはほとんどありえないであらう（なぜならこれはコルホーズの收奪とうけとられるだろうから）。又逆に「機械トラクター・ステーションに集中されている基本的生産用具をコルホーズに売りわたして、その所有とし、こうして国家から農業にたいする資本投下の重荷をおろさせ、コルホーズ自身が機械トラクター・ステーションの維持と發展にたいする責任をひきうけるようにさせる」といふ方法も誤つてゐる。けだしそれは「龐大な資金を必要とする農業の機械化をコルホーズにおしつけることによつて「コルホーズを大きな損失に追いこんでこれを破滅させる」のみならず、「龐大な量の農業生産用具が商品流通の軌道にのせられること（によつて）……共産主義へのわれわれの前進にブレーキをかけるにすぎない」からである。これに對して、スターリンの説く正しい解決の方向はこうである。「コルホーズの所有を全人民

的所有の水準にまでたかめるためには、コルホーズ生産の余剰を商品流通の体系から除外して、これを国营工業とコルホーズとのあいだの生産物交換の体系に包含してゆくことが必要である。ここに核心がある。：任務はこれらの生産物交換の萌芽を全農業部門にわたつて組織し、これを生産物交換の広汎な体系に発展させコルホーズが自分の生産物とひきかえに貨幣をうけとるばかりでなく、逆に主として必要な工業製品をうけとるようにすることである」。

以上簡単にあとづけしてきたように、スターリンは一九四三年以来ソ同盟のみならず全世界的に討議されてきた社会主義社会における価値法則の問題を、前節で見たような経済法則に関する基本的観点から、コルホーズ的所有形態という特定の生産関係との関連においてとりあげ、共産主義への移行のために克服されるべき最も重要な実践的課題とむすびつけて論ずることによつて、従来やスコラの抽象論に流れるきらいのあつた議論に生き生きとした内容を与え、新しい展望をひらいたのである。元來農民問題は後進国において一國社会主義を建設してゆく上での致命的なアポリアであつて、レーニンやスターリンはこの問題の解決に文字通り死闘しなければならなかつた。ことにスターリンは、一九二八年以後の数年間に第二革命といわれるほどの徹底的な農業集団化を強行することによつて、この問題を解決する基礎工事をなしたたのであるが、教次におよぶ五ヶ年計画の完遂による生産力のめざましい発展にもかかわらず、又一九五〇年一月一日現在、二十五万四千の小コルホーズがあつたが、いまでは九万七千の大コルホーズとなつた（マレンコフ一般報告）にもかかわらず、現在なおこの問題が十分には解決されていないどころか、スターリンが本書で告

白しているように、所有形態の相違に根ざす「農業と工業とのこの本質的な差異の消滅がわれわれにとつて第一級の意義をもたねばならぬことを否定することはできない」のである。そしてこのような差異を消滅させるための正しい方策として提唱されているのがさきに見たような「生産物交換」の発展なのであるが、この制度の実施にあつてはスターリンが次のようにのべていることは特に注目に値するであろう。「このような体系は、都市から農村に引きわたされる生産物の莫大な増加を必要とするであろう。だから、とくに急ぐことなしに、都市製品が蓄積されてゆくのおうじて導入されなければならないであろう。しかし、たゆみなく、動搖することなくこの体系を導入していつて一歩々々商品流通の作用範囲をせばめ、生産物交換の作用範囲を拡大してゆかなければならない」。発展のテンポがあまりのろすぎるなら、農工のアンバランスから計画経済は重大な危機に直面せざるをえないし、逆にピッチをあげすぎると人民の不滿からくる政治的不安を覚悟しなくてはならないであろう。「とくに急ぐことなしに、しかし、たゆみなく」この表現はその意味できわめて含蓄的である。ところで一國社会主義の建設にとつて、この発展のテンポを規定する重大なファクターとして、その国をとりまく資本主義的國際環境があることはいうまでもないであろう。けだし、資本主義世界との関係が敵対的となればなるほど、國際貿易の利益にあずかる機会が失われる上に、軍需生産という再生産外的消耗の増大を余儀なくされて、それだけ経済建設は阻害されざるをえないが、もしその関係が平和的であればあるほど、その反対の効果を期待しうるであろうからである。しかばスターリンは現下の世界情勢に対していかなる見通しをもつている

であろうか。この問いに答えてくれるのが本書の第五—七節にはかならない。

四

スターリンは世界恐慌のさなかにひらかれた第十六回党大会（一九三〇年）において、第一次大戦後における世界資本主義の「全般的危機」論を展開したが、本書でこの問題を発展させ、第二次大戦の結果、全般的危機は第二段階に入ったとして、新しい段階における資本主義の諸問題を論じている。すなわち、第五節「第一世界市場の崩壊と世界資本主義体制の危機の深化の問題」は、今次大戦の結果、中国や東欧の人民民主主義諸国が資本主義体制から離脱し、ソヴェトを中心とした経済協力と相互援助の体制をうちたてたことによつて、「すべてを包括する単一の世界市場が崩壊し、その結果……相對立する二つの平行した世界市場をもつ」ことになつたが、それによつて「主要資本主義諸国の世界資源に対する勢力圏は……縮小（し）、世界販賣市場の諸条件はこれら諸国にとつて悪化し、これら諸国における企業の遊休部分は大きくなるであろう」といい、このような新たな諸条件のために、レーニンが一九一六年にのべた、資本主義の腐敗にもかかわらず、それは「全体として以前とは比較にならぬほど急速に成長しつつある」というテーゼや、スターリン自身が一九二五年にのべた、資本主義の一時的安定の結果、それは「あたえられた状態にもとづいて強固になつただけではない。それはさらにさきへすすみ前方へ発展し、その勢力範囲をひろげ、その富を増加させている」というテーゼは今やその効力を失うにいたつたと結論しており、つぎに第六節「資本主義諸国間の戦争の不可避性の問題」においては、アメリカを

中心とする「自由」諸国の団結というような「表面にち
らつく外的諸現象」にとらわれて、資本主義諸国間の
戦争は不可避ではなくなつたとする「若干の同志」に
対して、アメリカ資本主義と今ではその援助をうけて
いる英・仏資本主義との間の矛盾や、アメリカ資本主
義と今ではそれに屈服している日・独資本主義との間
の矛盾が、将来自らならずや激化し、あたかも「第二次
大戦がソ同盟との戦争からではなくて資本主義諸国間
の戦争からはじまつた」ように、ふたたび爆発するに
いたらないという保障はどこにないかと断じ、現在行わ
れている民主主義的平和運動によつて、当面の戦争は
一時ひきのばされるかもしれないし、そのことは「非
常によいこと」であるが、戦争の不可避性を根絶せし
めるためには、もはや現在の平和運動だけでは不十分
であつて、資本主義そのものを打倒することによつて
「帝国主義を絶滅しなければならぬ」と結んでいる。

さらに第七節「現代資本主義と社会主義の基本的経済
法則の問題」は、このような段階における資本主義の
基本的特質を理論的に把握するために、現代独占資本
主義の「発展のすべての主要な側面およびすべての主
要な過程を規定」する「基本的経済法則」を、社会主
義のそれと対比せしめつゝ、解明しているのであるが、
第五・六節の説明が、ソ同盟の世界戦略に直接つな
がるものとして政治的・実践的に深刻な影響をあたえた
のに対し、第七節の議論は、マルクスの古典的な資本
主義分析を大きく発展させるものとして、経済学者達
の非常な関心をあつめることになつた。すなわち、ス
ターリンによれば、価値法則や競争と無政府の生産の
法則や不均等の発展の法則などは、「資本主義の生産
の本質と資本主義的利潤の基礎を規定しないばかりか
そういう問題を提起しさえしない」から、資本主義の
基本的経済法則とはいえないし、平均率利潤の法則や

剰余価値の法則は、資本主義一般の生産や利潤につ
いては規定しえても、現代資本主義のそれを規定するも
のとしては不十分である。けだし「現代独占資本主義
が要求しているのは平均利潤ではなくて、多かれ少な
かれ規則的に拡大再生産を実現するために必要な最大
限の利潤である」から。そこでスターリンは「現代資
本主義の基本的経済法則の主要な特徴と要求」につい
て、「その国の住民の大多数を搾取し、破滅させ、貧困
化する事により、他の国々とともに後進国の諸民族を
隷属させ、系統的に掠奪することにより、最後に、最
高利潤を確保するために利用される戦争と国民経済の
軍事化とによつて、最大限の資本主義的利潤を確保す
ること、がこれである」とのべて、「高度の技術にも
とづく社会主義的生産の不断の成長と完成によつて、
社会全体のたえず増大してゆく物質的および文化的欲
望の最大限の充足を保障する」ところの、社会主義の
基本的経済法則の本質的な特徴と要求とに対比させて
いるのである。

「社会が社会的生産にたいしてどんな目的をたて
ているか」、そしてその目的をどういう方法で達成しよ
うとしているか、という観点から現代資本主義、いま
や国家権力をも「従属」せしめるにいたつた国家独占
資本主義の本質を右に見たように規定することによつ
て、スターリンは、一方では、それと社会主義との対
比を、たとえば「価値法則」と「計画原理」というよ
うな特色づけにくらべてはるかに明確に浮彫すると
もに、他方では、それが古典的な資本主義とは著しく
異つた目的と方法をもつていることを抽出した。すな
わち、独占資本主義の目的「原動力は、「平均利潤で
もなくまた通常平均利潤を若干上まわるにすぎない超
過利潤でもなくじつに最大限の利潤」であるという
意味において、古典的段階での資本主義利潤とは量的
にことなるのみではなく、スターリンがあげている三
つの獲得方法はすべて自由主義時代には例外的・副次

的であつたという意味において、質的にもことなつて
いるといわなくてはならない。たとえば最大限利潤の第
二の方法である後進諸国の収奪については、『資本論』
は利潤率低下の傾向に反対に作用する原因の一つ（「対
外商業」としてとりあげてはいるが、「これはその特殊
性のゆえに、実は吾々の研究の限界外の問題である」
として深く追求していない。しかし今や現代資本主義
にとつては、『資本論』が抽象したところの流通過程を
通じてのこのような経済外的強制にもとづく収奪！不
等価値交換が、本質的な重要性をもつてくるのである。
しかし他面において現代資本主義も他ならぬ現代資本
主義であるかぎり、資本主義一般を規定する諸法則、
平均利潤の法則や利潤率低下の法則、あるいはその基
礎にある剰余価値の法則、さらにはそれらすべての根
底にある価値法則の作用を、全然否定するものではな
いであらう。しからばこれらの法則は、資本主義の現
段階において、いかにみずからを修正し、且つ修正し
つゝ貫徹しているのであらうか。この点については、
スターリンは本書でほとんど説明を与えていないので
あつて、ここに究明するべき多くの理論的諸問題がの
こされているといへよう。まことに、ロナルド・L・
ミークがスターリン論文について最近発表した注目す
べきエッセイの結語にいうごとく、「マルクス・エン
ゲルスは価値法則が資本主義以前の社会構成体におい
て又独占段階以前の資本主義時代においていかに作用
するかをきわめて明瞭に示した。スターリンはそれが
社会主義のもとで作用する仕方を説明するに大いにあ
ずかつて力があつた。それが独占資本主義段階におい
て作用する仕方に一そう光を投ずることはわれわれの
責務である」(Modern Quarterly, 1953, No. 3, p. 158)

附記、本稿はもと本誌に設けらるべき書評欄にスターリン論文をとり
あげようという編輯者の希望と依頼にもとずいて書かれたものであ
る。

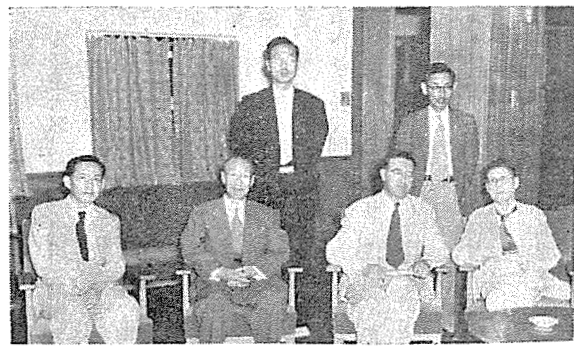
學内報

英国文化振興会

クローヌ氏来学

英国文化振興会駐日代表者 R・A・クローヌ氏は九月三日午後四時本学千里山学会に來訪、宮島理事、木村学長事務代行を始め中谷、森川、梶原の諸教授に迎えられ大学ホールに入り約二時間に亘り懇談、図書館等にも赴き、午後六時離学した。

同氏の来学来訪により、近く欧州に視察研究に向ふ中谷、森川兩教授に対し諸



種の便宜が与えられるであろう。

校友会副会長決定

校友会副会長三名は、九月十二日の常議員会に於て委嘱された詮衡委員に依り、詮衡の結果、左記の通り推薦され且各々受諾された。

(詮衡委員) 五名

中務 平吉 西本 寛一 三島 律夫

寒川 喜一 寺西 武

(副会長) 三名

大4 専法 三好 万次

昭6 大法 久井 忠雄

昭12 大経 長柄 金吾

△教授出張▽

①二十八年六月二十六日

河村宜介関西大学における佐伯三郎教授日本商業学会関西支部会出席

②二十八年七月六日、七日、八日今西庄次郎、佐伯三郎、鯨江城夫北海道小樽市、小樽商科大学及び北海道札幌市において七月六日、七月八日開催された日本商業学会全国大会に出席

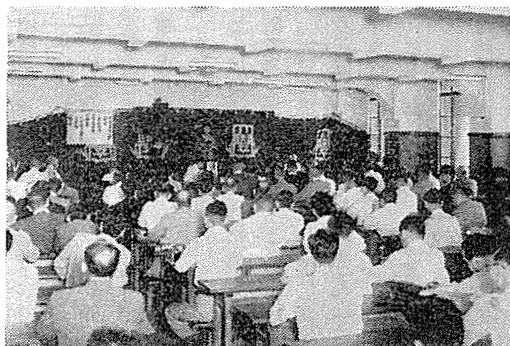
③今西次郎教授は、日大会において、その著書証券市場論に対し、日本商業学会賞を授与された。

圖書館の夜間開館再開

本年四月以降、二部の天六移転に伴つて、圖書館千里山本館の夜間開館は休止中であつたが九月十一日より毎日午後八

時三十分まで開館されることになった。

校 友



校友会代議員会々場

校友会代議員会

校友会代議員会は八月二十九日天六学舎第卅一教室に於て午後二時より開催された。出席者百二十七名。

先づ安井校友課長開会を宣し、会長病氣欠席のため、原田副会長より会長代理の挨拶があつた。次に議長選出は、原田副会長より総会議長であつた中務平吉氏を推薦、満場異議なく中務氏議長に著

議事に入るに先だち、代議員選出に関する経過報告を代議員詮衡委員に代つて中務議長より行つた。終つて議事に入る。

イ、常議員選出に関する件

中西与七氏より「常議員選出は議長の指令による七名の詮衡委員によつて選出されたい」と発言、又、江里口春志氏は「詮衡委員について賛成だが詮衡委員七名の他に、専務理事、常務監事を加えて九名にて詮衡せられたし」と発言、中西与七氏「只今の説に賛成致します」とあつて、中務議長よりその事の採択に付、諮りたる所、満場異議なく承認可決。

依つて議長より左記五氏を詮衡委員に指名した。

太田祝次良 下条小野右衛門 田辺由治郎

武田蔵之助 中西 与七 久井 忠雄

福田 繁芳 矢野 文雄 安井 章吾

別室に於て詮衡の結果、左記三十氏を推薦、議長より其の氏名を発表、異議なく承認可決した。

常 議 員

阿部 甚吉 梅原貞次郎 大月 伸

大石雄一郎 大島 武夫 織田佐代治

神屋敷民蔵 河内 兼三 樫本 信雄

加藤 昌秀 寒川 喜一 桂 忠雄

木原 繁実 国分 吉広 佐伯 五郎

角田好太郎 高橋 節治 寺西 武

中務 平吉 長柄 金吾 長沢 健一

西本 寛一 西村治三郎 原田鹿太郎
 春原源太郎 久井 忠雄 前田 軍治
 三島 律夫 森川 太郎 安井 章吾
 尙、詮衡後、このたび国会より、米国及び東南アジアへ派遣出張を命ぜられた東京支部長代議士、福田繁方氏の挨拶あり、校友会館に關してはクラブ設置委員長の樫本信雄氏から其の経過報告があつた。又、地方より來会された、石川県支部長中西与七氏、岡山県支部長神崎伝次郎氏の紹介があり、中西与七氏は起つて若かりし頃の想出話等に校友会の楽しさを一入強調した。

右挨拶後、門上敏夫氏発言、左の希望を述べた。
 1、校友会副会長の推薦は実業界、法曹界、官公署より各一名づゝの三名とされ度し
 2、校友会に顧問制を確立され度し
 3、校友課員と別個に校友会事務員を置かれ度し
 4、校友会費を徴收し、校友会は学校当局の援助なしに独立せしめ度し
 以上を以て、中務議長より閉会を宣言、代議会は終了した。
 当日出席者
 荒賀 勝平 天井 作次 赤松 政雄
 井上 勇 石川 栄一 石原 孫市
 泉 正雄 岩本 公夫 植野 郁太
 上西 栄万 上野 俊彦 梅原貞次郎
 江里口春志 榎原 武雄 岡本 重治

岡田 実之 大月 伸 大石雄一郎
 大島 武夫 大井 亨 大久保茂平
 織田佐代治 逢坂 勝見 尾崎 信夫
 太田祝次郎 神崎傳次治 神屋敷民藏
 河村 宣介 河内 兼三 片野総一郎
 川上 敬逸 樫本 信雄 寒川 喜一
 門上 敏夫 桂 忠雄 金本 朝一
 柿木 弘 木藤 安之 木村 吾郎
 木津 定子 城戸 盛雄 岸本 忠雄
 北原 元茂 北里 末二 岡田 栄一
 鞍内 国二 栗林 章 郡 栄作
 近藤 公男 国分 吉広 後藤 正身
 佐伯 五郎 佐伯 三郎 櫻田 譽
 坂本 龍夫 下条小野石齋門 霜村 盛郷
 篠原 昭三 島村 保穂 神保 敏男
 須佐美八藏 角田好太郎 関 豊馬
 関矢貫一郎 多賀谷 宏 高橋 直人
 高橋 節治 田中 幸治 田辺由治郎
 竹沢喜代治 武田藏之助 棚野 誠幸
 千巖 克郎 塚本万次郎 壺田 倫夫
 富田恭二郎 中村敬次郎 中本 勇
 中西 与七 中務 平吉 中尾 善宜
 長柄 金吾 名田 京一 浪江 源治
 西本 寛一 西村治三郎 西脇 吉幸
 西尾専太郎 野田 文雄 原田鹿太郎
 原 英次 羽間平三郎 春原源太郎
 浜野 庄作 林 勳 長谷川清一
 平井 幸一 東浦 栄一 久井 忠雄
 藤田 令充 藤井 健造 福田 繁芳
 深川 実 松浪 庄造 真鍋竹治郎
 前田 常好 政井 武 三島 律夫

校友会常議員会

第一回校友会常議員会は、白川理事長、矢野常務監事臨席のもとに九月十二日、天六学舎校友課付属室に於て開催、出席者は廿四名。
 中務平吉氏満場一致を以て仮議長となる。
 次に出席者の自己紹介をなす。

A、副会長推薦の件は、三名推薦することに決議、その方法は選挙を廃し、詮衡委員を設け詮衡することになった。
 尙、該委員は中務仮議長に一任となり左記五氏を詮衡委員に委嘱す。
 中務 平吉、西本 寛一、三島 律夫
 寒川 喜一、寺西 武
 右五委員別室に於て慎重に詮衡の結果、左記三氏副会長に当選す。
 大4専法 三好万次 近畿車輛副社長
 昭6大法 久井忠雄 関西大学専務理事
 昭12大経 長柄金吾 計理士、弁護士
 B、常議員会議長、副議長選出の件は

会則に選出の規定なく依つて之を選出せず、会則第十四条を濫用して会長が議長となることを申合せす。
 C、校友会館に付ては、理事長より委嘱のクラブ設置に引続き、その業務を委嘱することに決定。
 次回常議員会を、九月二十六日開催することとして散会した。

当日の出席者は左記の通り
 阿部 甚吉 梅原貞次郎 大月 伸
 大石雄一郎 大島 武夫 神屋敷民藤
 河内 兼三 樫本 信吾 加藤 昌秀
 寒川 喜一 桂 忠雄 木原 繁美
 佐伯 五郎 角田好太郎 寺西 武
 中務 平吉 長沢 健一 長柄 金吾
 西本 寛一 久井 忠雄 前田 軍治
 三島 律夫 森川 太郎 安井 章吾

校友会副会長の決定

九月十二日、常議員会に於て副会長に推薦された三氏の内、久井忠雄、長柄金吾両氏は、常議員会当日受諾。
 三好万次氏は常議員外より推薦された為、九月十五日、常議員会の決議を同氏に伝達したところ之を受諾されたので、副会長は推薦通り三氏出揃つた。

九州各地に支部の誕生を間近し

地方支部の消長は母校隆替を反映する意味に於て、尠くとも一県に一支部以上なければならぬ。九州各地に於ても過

去に支部を持たなかつた県では、夫々熱心なる左記校友の首唱のもとに、支部が正に誕生せんとしつゝあります。

各地在住校友の御協力を賜り、一日も速やかに結成の案を挙げられん事を祈る

熊本県支部
熊本市新町、共栄企業組合
渡辺 実信 氏
長崎県支部
長崎市東浜町九一、はかた屋

山崎 色雄 氏
佐賀県支部
佐賀市神野町二五八、商業興信所

平川 徳雄 氏
佐賀県庁知事室秘書課
原 繁 氏

校友会鹿兒島支部総会

校友会鹿兒島支部総会は酷暑をさけて海浜の料亭に集い、折柄開催中の納涼花火大会を眺めつゝ夕風を部屋一ぱいに受け久方振りに相会ふ校友のだんらんの内に議事に入る。

先づ桑原支部長の挨拶に引き続き支部創立より現在に至る経過説明、出席会員の自己紹介終り、支部規約の審議に入るも万場一致を以て原案通り可決。役員改選も拍手の内に左の諸氏に決定した。

支部長 桑原 義隆
副支部長 宮原 一
相談役 大殿 隆一 福田 泰三
坂元 藤助

次いで大学側安井校友課長より大学の近況報告あり無事議事を終了。

懇親会に入るや、鹿兒島名物の焼酎を汲みつゝ学生歌に応援歌に若かりし学生時代の姿をまぶたに浮べ、いつ果てるともわからぬ宴も学歌齊唱、支部及び母校の万才を以つて和やかな雰囲気の中に意義深き総会の幕を閉じた。

当日出席者
大学側 安井校友課長 秋山課員
支部側 桑原義隆、塚田新一、重田政次、福島田嘉則、碓山隆一、原清、中料嘉三郎、美岡武夫

(旧姓時)大殿隆一、福田泰三
坂元藤助、中熊章三、宮原一
金城瑞祥(敬称略、順序不同)

高知縣支部総会
昭和二十八年七月二十七日午後二時、高知市中島町高知保護会館会議室で関西大学校友会高知県支部総会を開く

出席会員 十八名
議案(一)支部会則制定の件

(2)役員選任の件
定期 岡内澁一(戦前よりの支部長)は議長に選ばれ、諸般の報告をなし母校の教授にして理事森川太郎氏を紹介して開会を宣した。

議長は第一号議案 支部会則制定の件を附議し議案の朗読をなし併せて説明したところ会員一致を以て原案の通り可決をした。

議長は第二号議案 役員選任の件を附議したところ全員一致を以て左の通り選任せられた。

支部長 岡内澁一
副支部長 井上和夫
幹事 山口春一
鳥井範男
増井清
山崎登
鶴見宗宏
長山直樹
矢野忠治

また顧問に
鶴見宗宏
長山直樹
矢野忠治

が委嘱せられた。

議長は議事の終了を告げて閉会を宣し、引続き森川理事より母校の現状や将来への飛躍に関する御話があり一同感銘したこれを終つて、保護会館の日本間で一同の懇親会を開き、懐旧談や母校発展を祈念する申合せを行い、今後度々会合を催すことを決定して散会した。

この支部総会の招集につき本部の名簿に基き照会したところ所在不明、県外行きなどで参会者非常に少く更に新聞公告、記事公告をしたところ、名簿に登載洩れの方々より続々の申込みを得て比較的盛会を得た。

香川縣支部総会
関西大学校友会香川県支部では、母校から「関大の夕べ」開催のため教職員学生

等一行二十六名が四国地方の巡回を好機に、次ぎの通り支部総会の開催のほか母校のP・R(パブリック・リレーション)活動に協力した。即ち七月二十九日午前十一時五十二分関大の夕べ開催、一行二十六名が坂出駅に到着するや、直ちに学迎いの坂出市長差廻しの自動車をもつて貿易会館における坂出市経済懇話会、坂出市役所、商工会議所共同主催による経済講演会に出席、坂出市弘報課長福岡良雄氏昭一〇年専卒の司会で、経済学部松原教授から「日本における中小企業の現況と将来について」また、森川経済学博士から「我が国の金融事情について」それぞれ造詣深い講演を行い、坂出市の経済家、実業家等に多大の感銘を与えた。

引続き午後三時半から坂出市海岸町坂出食堂において校友会香川県支部総会を開く。森川博士、松原経済学部教授、榎本文学部教授の四氏を迎え、諸教授から伸び行く母校の近況について報告があり、支部校友の自己紹介の後、酒宴に入り歓談、昏刻を過ぎて尽きぬまゝ「関大の夕べ」の会場へ向うため閉会した。

午後七時からは、坂出市立中央公民館において「関大の夕べ」を開催
先づ関大雄弁部長〇〇君の開会挨拶に次いで、各学生の弁論があり松原教授、森川博士の経済講演に引続き、関大学生(十七頁へ続く)



アマチュアリズムの擁護者(二)

大島 鎌 吉

アマチュア・スポーツと

ブロークン・タイム

英国人は久しくアマチュアリズムの牙城であると考
えられてきた、従つてこの問題を取扱う上においては
英国人の発表に対して或種の謙讓と謙虚の気持ちで
問題に近づかねばならない。

しかし現在の世界へ旧い保守的な英国をも含めては
奇妙な思想、異様な政治的哲學的信条、変挺な錯乱で
満ちている。言葉には歪んで意味が与えられ、真の意
から離れ、基礎原性が忘れられたり軽視されたりして
いる。スポーツ界でも同様である、こゝで二三の基礎
觀察が必要であらう。

われわれがスポーツ或いはスポーツのみに関係する
場合、スポーツとは何かについて記憶せねばならない
辭書に従えば、スポーツは慰みであり氣晴らしであ
る、それはプレーであり、慰みのためにする活動であ
り。仕事に對比するものであり、自由で自発的な喜び
であり、レクリエーションのための行動である。

スポーツからそれ以上のものを得る時間は、仕事で
ありビジネスであり、スポーツではない、真のスポー
トは生活における本務に対し純生と附随的なものであ
り、それを妨害しないものである。

多くの競技会は少年少女、男女青年によつて行われ

る。

理由が上記のように明瞭であるからスポーツの重要さ
に關し誇張した理念が与えらるべきではない、スポー
トは教育の成果や商業や職業を妨害することを許るさ
ない。スポーツをその正常な地位に維持することはア
マチュア・スポーツ統轄団体の責任である。

人間の活動の多くは人の態度に關し總括的に見てプ
レーか仕事である。

一人の男が一時間二弗を賭けるために煉瓦を積む、
他の男はそれからスリルを求め、より速く上手にやり
遂げるためさらに人が見ようが見ないがより良く美く
しくやるために積む。其の場合は煉瓦職であり他の場
合はスポーツマンである。このことはフットボール、
釣、競走、その他活動でも同様である。

アマチュアリズムは精神問題であるのでこのような
デリケートな対照に対し凡ゆる場合をカバーするため
規則を設けることは容易なことではない。しかしなが
ら各種の統轄団体やスポーツ指導者達の努力によつて
アマチュアリズムの法典は言葉の真の意味に基礎を置
き、大多数のスポーツとゲームとさらに世界各国に公
正に認められて確立した。

職人や芸人や労働者を拒否していた古い英国のアマ
チュア・スポーツマンに対する定義は(英国のスポー
トは貴族的なものだとされてきた)既に久しく捨てられ
た——社会的区別はアマチュアリズムに介入しない。

人類的、宗教的、經濟的差別或いは經驗や能力や技術
の差別は既に何ものをもなさない。

アマチュアスポーツマンは貧富の差を問わない、又
無教育のものでも哲學者でも、初心者でも、經驗者で
も、選手権保持者でも素人でも良い、ただ良いスポー
ツマンであらねばならぬだけである。

彼は相手の權利に対し通常の尊敬を払う紳士として
挙動し、ゲームを愛好するが故に参加するものでなけ
ればならない、そしてスポーツが附随的なものであり
職業であつてはならない。

オリンピック委員会がオリンピック参加を欲する凡
べての者に対して注意と喚起した定義は次ぎの通りで
ある。(一九四七年のIOC會議の決定)

「アマチュアとはその人とスポーツとの關係におい
て、それを行ふことが楽しみのためであり、肉体的、
精神的、社会的に裨益するためであり且つあつた人で
ある、そしてその人にとりスポーツが直接的にも間接
的にも何等物質的利益を得るものでなく、レクリエー
ション以上のものでないことである」。

この条項の標題はスポーツがアマチュアでなければ
ならぬといふスポーツにおいて全く無用のものである
若しアマチュアでないならば、それは労働かビジネス
であり、参加は職業である。

戦後の趨勢

戦後、アマチュア選手がスポーツ活動で失つた時間
に対してなされる許るされた保証に關し、規則を修正
せよといふ決定的な傾向が個人やグループから起つた
このような支払いを受領者を職業選手にし、試合を
仕事化するものでプレーするものでないといふ事実——
どんな規則に手心を加え、定義が変えられても——

彼を全くなえがしろにしている。

若しスポーツがプレーであらねばならないとすればプレーは本業に支障を来さず。プレーは時間に対して如何なる支払いも許るさない。競技者はスポーツを愛するが故に競技する限りにおいてのみアマチュアである。

経済的な商業的な又は政治的な考慮が入るその時は彼は最早アマチュアではない。競技者が試合に出たために失つたものが保証されるべきだといふ理論はスポーツの精神からは縁遠いものである。

自由な世界では、人には選択する資格が与えられている、しかし選択によつて失われたものが何であるかを知ることができない。

競技者には兵隊のようにその国の競技の榮譽を守ることが要請されている。従つて個人の経費ばかりでなく(規則によつて許されている)試合参加の留守中の家族の経費も支払われるべきではない。如何なる競技者もその国を代表する名譽を剝奪されるものではないといはれる。しかしこの種のもつともらしい主張は知らない人を確信させる響をもつているが、アマチュア・スポーツを論ずる資格がない。

若し失われた時間に対し許るされた支払ができるといふ原則が適用されれば、統轄機関は永久の論争を続けることとなるだろう。

若しそれが適用されたら誰がこれを決定し、どれだけ支払わねばならなかつたか?

理論的に試合に参加したため一千弗のコミッションやボーナスを失ふ人が、十弗の貨金を失ふ人と同様の保証に対する権利をもつている。

若しチームの一人が支払われるならば、他の全員が当然支払われるべきだと感ずるだろう。

若し競技者がその妻のために支払われたとすれば、何故に母や叔母や祖母のために支給されないのか?

若し競技者が試合出場のために支払われるなら、何故練習の時間が支払われないのか?

若しオリンピック大会で失つた時間に対し支払られるなら、国際的、地方的選手権やその他の試合のために支払われない理由があるのか?

戸は無数の悪弊のために開られていた。引つ張り風の選手が失われた時間に対して支払われないならば、試合以外何んにもしない誘惑に陥る。

米国では、失われた時間を保証しなくとも、教員が過去において規則を緩和したために、アマチュアの競技者がその全時間を試合に捧げ、法外の経費で生活した事実を見てきた。

古代ギリシヤではクセノファーンは次ぎのように認めた。

「全ギリシヤに一万もの悪魔があろうとも、競技者の蛮族より悪きはない」と、

この言葉は全人類の調和ある平衡した精神的肉体的發展を彼等の目標としたそのアマチュアリズムの理想が失われた時にいわれた、すなわち悪はスポーツを氣狂いじみで強調し選手を職業化することによつてはびこつたのである。

一人のハンガリーの友人が、かんぬきをゆるめた時、何が起つたかについて適格な例を上げて私の注意を促がした。

「ハンガリーでは一九二一年に失われた時間に対する保証がサッカーから初まつた、数カ月で六つの段階を経過した。

1、国際試合における失われた時間の保証

2 リーグ戦の際の保証

3、全試合に対する保証

4、練習時に対する保証

5、バスとマツサージの時に對する保証

6、計算が六ヶ敷しくなつたために毎月一定額の支払

このようにして保証はほんとうの給料となり、競技者は全く妨らくことを拒み、妨らくよりもプレーする方が収入が良いといふました。」

アマチュア・スポーツ、オリンピック運動、その最も重要な表現は一八九六年にオリンピック・ゲームが復興して以来半世紀の間に文化世界を通して驚ろくべき速度で發展した。

一つの最も重要な理由は、アマチュアリズムの理想と良きスポーツマンシップである。

若しこれが犠牲にされたならば、応駁はこれ等を相殺してなお余りがあつた。

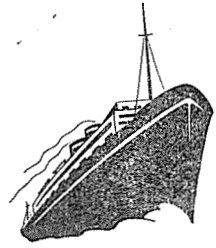
アマチュア・スポーツの權威と重要性が極度に増加した五十年の發展の後、今規則の根本的修正の提案がなされた、それはプレーヤーがやらぬ仕事のために支払われるが故に道德的に不名譽極まるものである。

スポーツの本質はスポーツそのものためにプレーすることである。失われた時間が支払われることはアマチュアリズムの基本原則と全く反するものである。それは又余が引用したオリンピックの規則にも反するものである。

失われた時間に対し支払うといふ規則の適用はわれわれの知る限りにおいて間もなくアマチュア・スポーツの全機構を破壊するだろう。

★ ★ ★ ★ ★

——— 本学評議員 ———



二つの世界

秋山博愛

二つの世界とは云ふ迄もなく現今の世界情勢を表現して使用され、その裏面には冷い戦争といふ内容を以て吾々に迫ってくる。更には又それは単に国際関係を意味するのみならず、吾々世界の指導国家ならざる国民の頭脳には、対社会的な人生観にすら、その人の生活心情の内部に迄食い込んで、右か左かといふやうな対決すら要求しているやうに思はれる。

否国際的な戦争は直ちに国内的な革命に迄衝き進んで反省しなければならぬやうな緊迫感さへ持つて使用されている。確かに吾々二十世紀の間はそれ以前の世紀に生きた人々とは本質的に異つた世界の次元に生きている。単に政治的にとか経済的にとか思想的にとかそれぞれの分野に分かれた範疇に安住していることが出来ない。それぞれは有機的な関聯があり、而も観想的な立場に止まることを許さず、吾々自身の定めたる立場そのものから直ちに行動さへも規定しなければならぬやうな必要の前に置かれている。

世界観から直ちに人生観へと徹底した思考を持たねばならないし世界の指導国家は資本主義であろうと社会主義であろうと単にそれは経済理念であるだけでなく、又一国のイデオロギーに止まるだけでなく、国境を越へて、世界を鉄のカーテンと竹のカーテンで区切つて了ふ程にそれは世界秩序さへ規定せんとしている。勿論吾々の世界観をどちらか一方に限定して割り切

つて了ふことは簡単であり楽であらうが、出来ないことである。だからといつてこの二つの論理を弁証法的

綜合を以て統一するには現実の歴史は余りにも複雑なやうである。矢張り二つの世界は二つの世界として觀察する方がより適格であらう。古来からの歴史を考へて見ても現実をその儘認める限りに於てはこうした二元論は否定出来ないであらう。歴史学が所詮聯関とか対立關係の中に發展概念を思考する限りに於て二つの世界はその儘の姿で存在するであらうし、その中から世界の歴史的發展が起るのであらう。が併しこの二つの世界が如何なる意味に於て一歩前進し又二十世紀後半の歴史を画き得るのであらうか、現今使用される二つの世界といふ概念は思想的に考へられ、一種の類型化され設置され過ぎては居ないのであらうか、一つの世界が生成する限りに於いて、それは他の世界に對立しなければならぬのである。古典世界はオリエント世界から生成し、對立して古代を築きあげた。中世世界はイスラム世界の圧迫の下に、最も圧縮されたヨーロッパが眞実の歴史のヨーロッパを生成したのであつたし、オリエントはオクシデントに對し、モルゲンランドはアーベントランドに對置して考へられるのであらう。併し乍ら一方吾々に最も親しい近世はどうであつたらうか。近世はヨーロッパが外的世界への拡大の歴史であつた。又それはヨーロッパ内部に於いては各列

強の對立、ヨーロッパの分裂であつた。ヨーロッパの多元化はヨーロッパの世界支配の發展であり、そこにイギリスの海上帝國の出現と産業革命、更には帝國主義へと拡大して行つた。而してこのヨーロッパの拡大そのものの中にアメリカを誕生せしめ、資本主義を發展せしめている。而もこの近世ヨーロッパの二十世紀に到達した歸決はヨーロッパの倭人化即ち巨人的アメリカと高度資本主義であつた。

併し乍ら他面社会主義はどうであつたか。それは資本主義の展開の裏には必ず相併つて起きた思想ではなかつた。空想的なものであらうと科学的なものであらうと、又自由主義経済の楽天的な表面の裏には必ず悲觀的な経済学が生産よりは分配の問題を主要関心事とし、貧困の救済を解決せんと努力していた。又社会主義運動自体も決してロシアの現象ではなく、寧ろ純粹な社会主義とは西欧的思想ではないであらうか。それがイデオロギーとして理解され、階級の問題として解釈される限りに於てソ聯の現象となつて来ている。ソ聯に如何なる形で社会主義が受け入れられているのか測する事は出来ないが、資本主義のなかつた所に西欧的思想たる社会主義を実現した処に疑問を持たざるを得ない。ユーラシアといふ言葉がヨーロッパとアジアの結合を意味しているし、尚ビザンツの伝統たるチェーザロ・パピズムを継承したロシアのツァーリズムといふ三つの伝統、アジア的独裁政治とビザンツの専制政治とヨーロッパの近代性の奇妙な混淆が行はれているやうに思はれる。勿論社会主義の急速な實現のために已むを得ない点もあるであらうが、社会主義がどれだけソ聯の歴史の中に消化されているであらうか。ロシア自身の近代化はピョートル大帝以来常にヨーロッパとの接觸の中に行はれているが故にソ聯の現代的地

位も亦そうであらう。ソ聯の巨人的な歩みも亦ヨーロッパ的なものの申し子であるかも知れない。

が併し、何かこの二つの世界以外に残されたものはないだろうか。又二十世紀の後半はこの二つの世界のどちらかによつて対決され解決されるべきものであるとは思えない。例へばオクシデントが明確な概念であつた如くにはオリエントが明確に認識されてはいない又アーベントランドに対するメルゲンランドの如く。たとへ資本主義といひ、社会主義といふものが明確な概念であるとしても、アメリカとソ聯の現実がその通りとは云へない。アメリカ自身がニュー・デイル以来純粹な自由主義経済ではなく、又ソ聯がスターリン憲法以来民主主義的傾向へ近付いているし、イデオロギーとして用ひられる資本主義、社会主義には尙多くのニュアンスを持つて考へられなければならない。

而も亦アメリカとソ聯以外に世界には他の多くの国々があるではないか。事実インドの如き第三勢力と云ふ風な言葉を空論とのみ聞きとれない。亦たとへそれが現実的でないとしても、ヨーロッパ自身には尙多くのヨーロッパ的精神の伝統が残つてゐるのではないか。ドーンの中世ヨーロッパの統一性に対する憧憬は、単に分裂せるヨーロッパに対するカソック的な感情とのみは云へないやうに思はれる。西洋の没落といふことは第一次大戦後のデスペリトな雰囲気。讓成されたものであつた。第二次大戦後、ヨーロッパ的ならざる辺境のアメリカやソ聯が舞台の前面に出て来た現今、ヨーロッパは単に没落といふ感傷のみ留つてゐることが出来ないだろう。二つの対立した両極の間にあつて、かゝる感傷は再びヨーロッパを戦場と化するに過ぎないのではないが、いま一つヨーロッパ聯合運動を指摘することが出来る。「歐洲統一運動國際委員会」International Committee of Movement for European Unity に依つて一九四九年五月「歐洲審議会憲章」が作成されてゐることである。勿論この運動

にはいくつかの分派があり、イギリス的、フランス的、或は経済的聯盟とかカソリック的とか、又党派を越へたものと決してその内容は一貫したものでない。が併しこの運動を決して西欧地域の防衛とか歐洲復興計画といふ風な消極的な傾向のみ理解してよいのであらうか。もつと積極的に二つの世界の中間にあつて、その対立関係を調整して行かんとするヨーロッパ人の意志が感じられるのではないだろうか。

眼を転じて東洋の方はどうであらうか。第二次大戦後、二つの世界が対立する情勢の下で、多年ヨーロッパに支配されて来たオリエント諸民族が独立をとげた。そしてこの事は二十世紀の世界史が新しい方向に進んだことを示している。而もこれは米ソの対立以前からの民族の問題が解決されたことであり、又東洋の西欧に対する隷属からの解放であつた。

アジア諸民族はぞくぞくと独立したが、その中で最も注目すべきはインドの独立と中国の革命である。

インドはネールを首相とする独立共和国となり、国内秩序の安定と共に、他方一九四九年一月ネールはニューデリーに於てアジア會議をひらき、反共アジア・ブロックの結合をはかつた。こゝにインドの第三勢力としての態度が窺はれるのである。インドの国内事情は楽天的なものではなく、従つてインドの世界に於る発言力が如何程のものであるかは尙未定であるとしても米ソの二つの世界の中にあつて第三勢力といふ言葉が何らかの意味を持つことは確かであらう。

次に中国であるが、一九四九年九月毛沢東が中華人民共和国の首席となり、中国は民主政權を樹立した。毛沢東の行つた社会主義革命は勿論大地主の土地を農民に与へることであつたが、当面の目的は外国資本と結び付いた封建的なものを倒すことであり、中小の民族資本を守ることに外ならない。即ち中国民衆を外国の勢力から解放しようとするのであつた。一九五〇年二月モスクワで中ソ友好同盟条約が結ばれたとして

も、中国が完全なるソ聯ブロックに入つたと断言することは出来ない。又中国自身の古來からの歴史を考へて見ても、革命によつて直ちに近代国家の型式を整へたと考へられない。中国には矢張り国家といふよりは天下といふ概念が当はまるのではないであらうか。常に異民族の刺戟を受けつゝ中原の鹿である中国を、單純にイデオロギーを以て割切つて了ふにはもつと複雑なもののやうに思はれる。

二つの世界は確かに朝鮮戦線に於いて既に「熱い戦争」であつた。吾々にとつても冷い戦争に留り得ないやうな焦燥感に襲はれることもある。が併し現実の世界は單純に二つの世界に明確に分割されるものではない得なり。両極端に於いて國際關係を把握すれば、二つの世界に分たれるであらう、世界歴史も又この緊張關係の中に展開するであらうが、併し現実の諸国家には資本主義の發展段階にいろいろの相異があり、社会主義自身にも完全革命し到達し得ない悩みがあるのではないか。而も必ずしも第三勢力といふ諸傾向が今の段階に於いては極めて微々たるものであるとしても、決して無視してもよいと云ふものではない。

吾々日本人の立場が如何なるものになり得るか。恰も東洋の防波堤のやうな地理的条件に置かれ、東洋に於いて最も早く西欧文明を攝取したと云はれる日本が、最も激しい東洋と西洋の交錯線に外ならない。が併し二つの世界に今は余りにも神経質になつてゐるのではないだろうか。東洋自体は明日の世界に巨大なあゆみを示す余地が残されてゐるのではないか。余りに過去の歴史に於て眠り過ぎていたやうに思はれる。インド、中国にしても豊富な天然資源が未開拓のままに放置されてゐるといふ夢は一場の夢かないものとは思へない。そして日本の東洋的立場を考へることは無意味ではないと思つた。

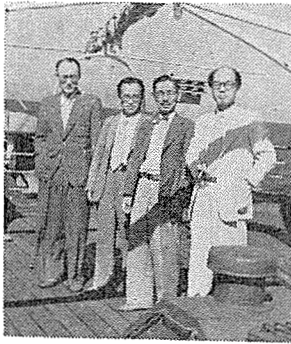
學生

真白い入道雲が目もあけられない夏の日射の中に輝いて突立っている。緑の木陰では油蟬が誰れかの句にあつたやうに岩にしみいるばかりに啼く。裸の子がトリモチ竿を振り廻はして駆けづりあるくつい先日迄は学生達が青春の柄模様を繰りひろげていたのにと思ふと全く嘘のやに思はれる。此等の学生も学外で九月、新秋に備え夫々の場で活動したが、それらの中から少し拾ひあげて報告することにする。

多大の成果を挙げた

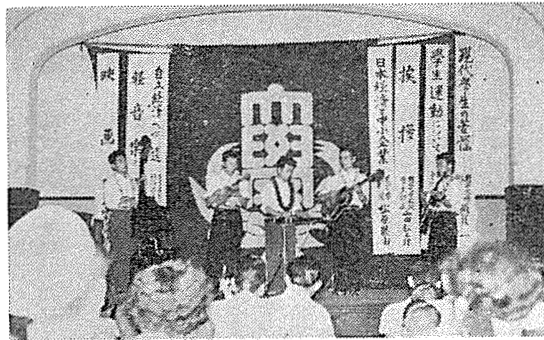
四国巡回班

今年初めて試みとして夏期休暇中に或る地方に対し地方文化の啓蒙と本学の紹介を目的とする巡回が計画され、それが実行に移されたが、此の行事には学友会



執行部、雄弁会、放送部、軽音楽部、映画研究部、新聞学会等の校友会各部が協力し多大の成果を挙げることが出来た、今そのスケヂールを抄録しやう。

一、期間 七月二十六日より八月三日
 一、巡回地区 四国地方
 一、" 関大の夕 " 開催地



高知市(丸の内高校)、徳島市(教育会館)、坂出市(公民館)、松山市(松山東高校)、宇和島市(宇和島東高校)

一、人員 森川、山田、榎本、松原各
 教授
 職員 鉄井、山村二課員

学生 (執行部) 西川、上野、八木

藤川、枝松

(雄弁会) 高山、衣斐、

(放送部) 須賀、和田、

(軽音楽部) 中川、林、今里

島谷、中塚、永

井、増谷、林、

(映画部) 東山、石井、戸梶

(新聞会) 小山

一、講演者及演題

自立経済への道

教授 森川 太郎

日本経済と中小企業

教授 松原、藤由

新しい国を愛する道

教授 雄弁会 高山一与志

自衛に憲法は白紙

教授 衣斐 淳一

現代の学生の苦悩

教授 執行部 須賀 一

学生運動について

教授 西川 健

挨拶(四国巡回中)

教授 山田 松太郎

司会()

一、映画 執行部及放送部が分担

一、映画 関大記録映画、スポーツア

ルバム、鉄路に生きる、

つゝが虫。

一、軽音楽 ハワイアンバンド・ブル

ートンセックスステットの二



バンドによる演奏。

以上のプログラムを各地で " 関大の夕 " として行い、各地校友の援助を得たが此種行事は学校と卒業生との接触を保つ上に非常に効果があつたが今後とも継続して行はれることと思ふが、関係者のより一層の理解ある援助を期待している。

軟式野球部 今年に入つて漸次その強みを發揮して来た当部は、去る

西日本大会に岡山大学を破り次のスコアで初の優勝を獲得した。

関大 011 010 01A4
 岡山大 000 000 0000

月 日 で行はれた全日本軟式野球大会に出場大いに健闘したが本大会優勝校明大に準決勝戦で惜敗し

た。

関大 0000 0000 0000
明大 0000 0000 0011
卓球部 本年新入有望選手を加え強化を計った同部は大阪学生卓球連盟秋季リーグ戦に三年連続優勝した、当日対戦各校との成績は次の通りである。

八月二十九日、秋季リーグ戦（大阪卓球センター）

第一回戦 本学 4-0 大阪薬大
第二回戦 本学 4-1 浪大
〃三〃 〃 4-0 近大
〃四〃 〃 4-0 大市大
〃五〃 〃 4-2 大経大
野球部 九月十日から秋季リーグ戦に備え八月十七日より八月二十日迄山陰での合宿を行い、倉吉高校を舞台に強化に努力し、其の間練習マッチを行ったり等したが、なんと云つても九月入つて去る三日行はれた、学生野球初めて行はれた良きライブアルである関学とのナイターはリーグ戦を前にして、初のナイターと云ふだけではなく、両校の戦力打診に興味深い題材を提出した。今夏の野球部の成績を報告する。

8月16日 本学 1-3 A米子 於米子
8月22日 〃 14-6 〃 〃 於西宮
9月3日 〃 〃 〃 〃 於西宮
関大 020 000 02A4
関学 002 000 0002

籠球部 戦争によつて中絶していたブリースロー大会が復活し、シーズン・オ

フ中の最大の行事である当大会に本学は団体で初の優勝を遂げたが各人獲得点数は次の通りである。

総得点 40
宮脇8 福田9 笠井6 稲石8 木村9

軟式庭球部 西日本大学対抗軟式庭球選手権大会は松山で二十二日、午前九時半から前日に引続き準々決勝より開始し本学は次の対戦成績で各校を破り関学と決勝を争つたが2-3で惜敗し覇権を逸した。

準々決勝 本学 3-1 山口大
準決勝 〃 3-2 立命大
決勝 〃 2-3 関学
メンバー及スコア

岡積 1-5 澁谷
小川 〃 〃 加納
清谷 1-5 六島
笠原 〃 〃 山口
岡本 5-1 柳下
菊地 〃 〃 小泉
岡本 5-3 澁谷
菊地 〃 〃 加納
岡本 〃 〃 六島
菊地 〃 〃 山口

ヨツト部 全日本学生ヨツト選手権は二日前日に引き続き西宮香榎園沖で決勝戦が行はれたが、当日は南南西の風5米で、相当波が高くコンデイションは余り良い方でなかつたが本学ヨツトマンは老朽艇を駆つて健闘したが遂に総合得点51で6位に終つたのは残念である。

(11頁の続き)

による軽音楽に万雷の拍子とアンコールを浴び、映画もまた関大の誇る施設と楽しい学園の生活を紹介し、大会場を埋め尽した市民に感銘を与え、十一時過ぎ盛況裡に意義ある母校の夕べを閉じた。

因に当日の支部総会出席者は次の通り
(大学側)

文学部教授 山田松太郎、榎本金次郎
経済学部教授 森川太郎、松原 藤由
(校友)

赤塔政夫、藪下益治、福岡良雄、三木忠章、松岡一郎、多田寛、八木優、松下顯章、多田政吉

宮崎縣支部結成

八月二十一日午後一時から、宮崎市恵比須町の水玉料亭に於て県支部結成委員会を開く、母校より翌二十二日開催の鹿児島県支部総会に御出席の途次、態々御立寄り下された安井校友課長、秋山課員の両氏をお迎えしたのを機会に、取敢ず結成することとし、発起人西家宇平氏の挨拶の後、安井課長から母校の近況並に将来に対する拡充計画等を具さに承り、一同均しく洋々たる母校の前途に同慶の感を深くし結成を挙ぐる事が出来た。

通信があつたので、諸種の具体的手続等は後日に譲り、一応結成することにして各委員と母校側との意見の交換を了えて懇親会に移つた。一同打ち寛いで懐旧談に花を咲かせ、次いで西家氏の母校在学時代を偲んでの吟詩をトップに、日向民謡中の雄たる稗搦き節を始め、各自の隠し芸等の披露に拍手喝采、午後四時すぎ学歌合唱、母校並に県支部万才を三唱して名残りを惜しみつゝ、いと盛會裡に散会した。

(4頁の続き)

ス経済の復興に如何に努力しているか、ということを真面目に考え、そのような努力を實行してきたか。特と熟考すべきである。独禁法や組合制度の改革に論議を集中することもあながち無意味なことではないが、それよりも、より重要にして焦眉の急を要することは、日本経済を如何にして再建自立せしめるか。そのためには如何にして強力な政治力をつくり、如何にして日本経済再建と自立のための総合的にして一貫したる経済政策を樹立し、それを国民の耐乏と勤勞によりて實行するかという問題の解決である。もとよりいふは易くして、行うことはむづかしいけれども、とは嵯峨天龍寺のほとり、わが家の書室にて想う朝想断片の記の一節である。昭和二十八年八月三十一日。(筆者は本学経済学部教授)

